

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月23日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第7号

八幡浜市五反田地区内において発生した追突事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月15日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

(1) 令和4年3月7日午前10時30分ごろ、八幡浜市五反田1番耕地928番地1地先において、市所有原動機付自転車が、対向車を待ったため停車していた相手方車両の後方に追突し、損害を与えた。

このため、相手方車両の修理損害額の全額を市が相手方に支払う。

(2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。

(3) 損害賠償の額 63,052円

